

**ロゴ
募集**

平成29年4月。播磨町は町制施行55周年を迎えます

播磨町町制施行**55**周年記念
「ロゴマーク」を募集します

応募締切日

11月30日(水)必着



▲喜瀬川とふるさと橋 ▲JR土山駅 ▲国指定史跡「大中遺跡」 ▲いせきくん、やよいちゃん

「播磨町」、「町制55周年」をイメージし、親しみやすい雰囲気のあるロゴマークを募集します。採用作品は、町の印刷物やホームページ及び関連グッズなどに広く利用します。

応募資格は問いません。どなたでも1人1点まで、未発表のオリジナル作品のご応募をお願いします。

▶**応募方法** ①氏名・ふりがな ②年齢 ③住所 ④電話番号 ⑤職業または学校名 ⑥デザインの説明(100文字程度)を明記のうえ、作品とともに郵送、持参またはEメールのいずれかの方法で応募ください

▶**持参・郵送の場合** 公共施設またはホームページにある応募用紙か任意のA4サイズ白色用紙を縦長で使用し、15cm×15cmの枠内にデザインしてください
▶**デジタルデータの場合** PDF、JPEG、GIF形式の画像データで受け付けます(高解像度、4MB以下)

▶**送付先**
▶**持参・郵送の場合** 〒675-0182
兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町企画グループ 秘書情報チーム
「播磨町町制施行55周年記念ロゴマーク募集」係宛

▶**Eメールの場合** 件名を「播磨町町制施行55周年記念ロゴマーク応募」としてください
メールアドレス:kikaku@town.harima.lg.jp

▶**応募締切** 11月30日(水) 必着
▶**採用作品** 1点を選定します
※採用者については、記念式典において表彰し、記念品を贈呈します。
※該当作品がない場合もあります。
※採用作品をもとに、修正(補正)をする場合があります。
▶**結果発表** 平成29年1月中旬に、採用者へ連絡するとともに、ホームページなどで発表予定です

▶**注意事項**
・作品の著作権は播磨町に帰属するものとします
・採用・不採用に関わらず応募作品などの返却はしません
・選定経過のお問い合わせには対応できません
・採用作品は、播磨町において一部修正(補作・補正)をする場合があります
・その他、詳しくはお問い合わせください

主催・問合せ 〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町企画グループ内「播磨町町制施行55周年記念ロゴマーク募集」係

☎079(435)0356(直通) FAX079(435)0609
メールアドレスkikaku@town.harima.lg.jp
町ホームページhttp://www.town.harima.lg.jp/

播磨ふれあいの家だより

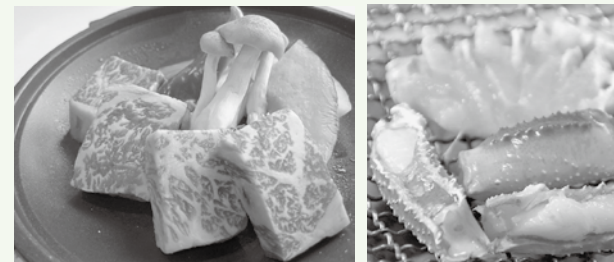
期間限定！秋の行楽企画

“但馬特産品お買物” 宿泊プラン

最低催行人員 2人
ご予約はお電話で!!

▶期間 11月1日(火)~30日(水)

但馬は“海の幸”“山の幸”の宝庫です。特にこの季節になると「かに」や「岩津ねぎ」といった冬に向けての美味しい食材が手に入ります。今回は思う存分買物をしていただく企画です。そして、お泊りいただいた際の夕食は「かに」コースまたは「但馬牛」コースの2つの会席コースからお選びいただけます。



但馬牛会席コース13,000円 かに会席コース 12,500円
※各コースの料金は、大人1泊2食(税・サ込)の金額です。小学生以下のご利用料金につきましてはご相談ください。

▶**参加条件** 播磨町在住の方が1人以上いらっしゃる事が条件です

▶**申込み・問合せ** 播磨ふれあいの家 ☎079(678)1481 朝来市多々良木1244-1

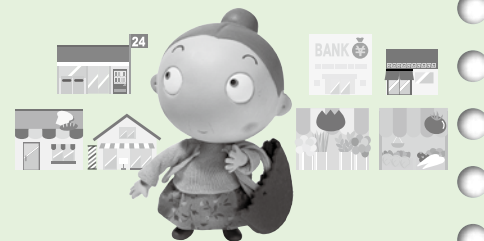
【1日目】

11:50 土山駅南口 12:00 播磨町役場
12:15 東加古川駅南口 出発
13:30 播磨ふれあいの家到着
13:45 出発・・・「宿院商店」(海の幸)→
「道の駅ようか但馬蔵」(休憩、足湯など)→
「道の駅まほろば」(山の幸)
17:00 播磨ふれあいの家到着
(夕食時間につきましては18:00~19:00の間のお好きな時間を指定してください)

【2日目】

(朝食時間につきましては7:00~9:00までのお好きな時間を指定してください)
10:00 播磨ふれあいの家出発→「播磨屋本店」(おかき) 立ち寄り20分間
土山駅、播磨町役場、東加古川駅の順でお送りします

あんぜん・あんしん 暮らしのメモ帳



アダルトサイトの
二次被害にご注意を

無料とあったアダルトサイトに誤って接続してしまい、高額な入会金を請求する画面が表示されてしまいました。どうしたらいいかとインターネットで調べていたら、「トラブル解決・無料相談」などというホームページを見つけました。信用していいのか不安です。

- 業者がトラブル解決のために報酬を得て「解約交渉」、「返金請求」を行うことは、弁護士法に違反している可能性があります
- 「被害金を取り戻す」など、簡単に解決できると思わせる広告や説明をうのみにして契約しないようにしましょう
- いったん契約してしまうと後から解約を申し出ても「すでに調査に着手済みである」と主張され、解約できない場合があります。これはアダルトサイトの二次被害といわれています
- 少しでも疑問や不安を感じたら、すぐに消費生活相談コーナーにお気軽にご相談ください
- ご相談は…お電話(来所)どちらでもご相談ください。ご来所の場合は、住民グループ
- ⑥番窓口にお声掛けください。
- ▼相談日時 祝日を除く毎月金曜日 午前9時~午後4時
- ※毎週月・火・木曜日は専門の相談員が相談に応じます。
- ▼電話相談・面談・相談予約 播磨町消費生活相談コーナー ☎079(435)1999